

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	障害者支援施設の運営を円滑に実施するためのものであり、社会情勢や区民ニーズに適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	障害福祉事業の安定的な供給につながるため、区の政策に合致する。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	区が推進する総合福祉センター内障害者支援施設の円滑な運営を図るため、区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	実施しなかった場合は、施設運営が円滑に進まないこととなる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	C	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	C	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	建物貸付料は更なる減額等の方法も想定できるが、他とのバランス等から困難であると考えられる。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	障害福祉サービス事業に係る安定的な運営に寄与している。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	安定的な運営が継続されることにより、障害者に対する支援を充実させることができる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	事業が安定的に実施されることにより、障害者及びその家族等への支援にもつながっている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	補助事業者が建物貸付料等を支払ったことを確認の上補助金を支出するものであり、問題は無い。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	補助事業者は障害者支援施設の運営を行う社会福祉法人であり、活動内容は補助目的と合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	補助事業の実績報告時に内容を確認する。

4 交付実績

(件、千円)

項目	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(決算)	28年度(予算)
交付(見込み)件数	-	-	1	1
決算(予算)額	-	-	27,841	28,141
国庫支出金			0	0
都支出金			0	0
その他			20,936	20,936
一般財源			6,905	7,205
27年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	社会福祉法人武蔵野会			

5 課題及び今後の方向性

引き続き要綱にのっとり、適正な補助金の交付を行っていく。